



朝鮮の道路 (一)

三浦 磐雄

○はしがき

朝鮮の道路と標記はしたものの、自分は朝鮮に住んだことも、朝鮮に勤めて居たこともなし、又、道路の視察調査などと銘を打つて出かけたこともないので、誠に烏滸がましい次第ではあるが拓務省に勤めて居て最近に報告して貰つた資料を繙とし、先年昭和五年の秋であつたが、兎も角も、土木技術者として聊なりとも道路と云ふものに關心を持つて居て足跡を朝鮮の道路に止めて来て、聞いたり、見たり、讀んだりしたことを緯として、少しく書いて見たいと思ふ。

素より足りない所があるとは思はれるが、其處は讀者大方諸士の寛恕の徳に浴したいのである。

○朝鮮に於ける道路の沿革概要

朝鮮に於ける道路を按ずるに、三四十年前迄は殆んど道路として見るべきものはなく、田畔阡陌を歩行往來するに止り、車などを容易く通すものは皆無と云つても過言でない程であつた。其の後日清、日露兩戰役のあつた結果が齎したのであらうか、京城と義州、仁川及元山津との間の三線は漸く車を通すことが出来たと云ふものの、其の他のも

のは、凡て幅も至つて狭く、又勾配も天然の儘になつて居て、僅に牛馬の通行が出来る位のものであつた。従つて朝鮮全體に亘つての運輸方法は、人肩馬背に依るの外なく、

耕地等を通る者は任意に其の便利な處を歩行して、常に道路も移動して居たものであつた。故に昨日までは麥葉蒼々たる耕圃も、今日は踏み蹂られて通路となつて居ると云ふ風である。遮莫、他面に於て耕耘者の方も、通路となつて居る土地に鋤鋤を入れることに就いて何等意とせず、所謂朝變暮改も只ならざる有様であつた。誠に心細い限りであつた。斯る状態であるから、道路の附屬である所の、橋梁などは、日韓併合前迄は一つも無かつたと云つても差支へない程度であつた。只冬から春にかけての雨の多くない時には、洪水に依つて流される虞も無いから、河川の水面上極めて粗末な土橋とも稱すべきものを設けて居た。即ち其の形は、例の太鼓橋型に屬するものであつて、只水の中へ這入らずに向岸へ行けると云ふ程度で、辛うじて通行が出來たのである。併し其の數は非常に少く、多くは河川を徒

渉したのである。偶々雨でも降つて水嵩が増せば、其の退水を待つて用を達すと云つた風な。誠に呑氣千萬な事であつたのである。

韓國政府時代、明治三十九年に、其の時の統監の指導に依つて、治道局を設置して道路改修の緒に就き、起業資金債の一部を治道費に充當することとしたのである。

第一期事業としては、最も樞要と思はれる、平壤・鎮南浦間、光州・木浦間、全州・群山間、大邱・慶州間の四路線を、明治四十年から六ヶ年繼續事業として起工し、次いで翌明治四十一年に、公州・小井里間、水原・利川間、海州・龍頭浦間、黃州邑内停車場間、新安州・寧邊間、新義州・麻田洞間及新馬山・晋州間を追加し、又翌明治四十二年に前記繼續年期を五ヶ年に短縮すると同時に、地方交通を開發し、一方暴徒歸順者が生業に就くための方策とを兼ねた意味で、海南・河東間と清津・鏡城間の工事を行ふこととし、旁々京城・仁川間及大邱の市街道路の改良工事に着手したのである。其の翌年の明治四十三年には更に鎮南

浦・廣梁灣間、慶州・浦項間、沙里院・載寧間、天安・溫陽間、烏致院間、大邱・漆谷間、咸興・西湖津間、永興・柳島間及茂山、咸關、摩天、摩雲、南葛の諸嶺開鑿竝に全州・麗水間の内全州附近、以上の十一路線等の修築をしたのである。

以上の工事費總豫算額は、三百九十九萬七千六百五十四圓であつたが、明治四十四年度末迄に三百三十四萬八千百

六十圓を支出したのであるが、其の間に日韓併合等もあつて、豫算の上にも幾多の變遷のあつた事は勿論であるが、此所には數字的な精しいことは省略することとする。以上述べたものは、李朝時代の計畫として完成されたのであつて、其の内容を表示によつて略記すれば次の通りである。

第一表 自明治四十四年度至同四十四年度 直轄改修道路工事竣功概況表

道名	路線名	區間	等級	道幅	延長	工費	備考
京畿	江陵	水利川	二	二・八	一七・二六	一七八、二一三	
仁川	市街	市街	一	三・〇	〇・〇五	二六、五八三	
京畿	市街	市街	一	四・〇	一・〇〇	四五四、六〇四	
忠清北	忠清州	烏致院	二	二・五	四・二二	三六、〇〇〇	
忠清南	京浦	小井里	一	二・八	八・二九	一二四、三二〇	
全羅北	全州	溫陽	二	三・〇	三・二八	二四、〇〇〇	
全羅北	全州	山州	一	三・九	一一・三〇	二四三、三九八	

全羅南	麗水	京浦	木浦	右水營	海橋	慶尙北	慶尙南	黃海	海州	鳳山	平壤	鎮南浦	鎮南浦	廣梁灣	新安州	義州	龍岩浦						
全附近	先浦	木浦	海東	慶州	慶州	慶州	慶州	慶州	新馬山	晉州	龍塘浦	停車場	沙里院	載寧	平壤	鎮南浦	鎮南浦	廣梁灣	新安州	義州	龍岩浦		
二	一	二	二	二	二	一	一	二	二	二	二	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
四〇	三三	二二	二二	二二	三三	四〇	三〇	二八	二八	二八	二八	三〇	三九	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	
二・一八	二二・〇五	四一・二八	〇・三二	一八・〇三	七・二三	一〇・四四	〇・二四	一八・〇二	一・二一	〇・二八	四・二九	一三・〇四	三・二〇	七・三五	〇・一三	一〇・六八	一〇・一四	四・二八	四・二八	四・二八	四・二八	四・二八	
三六、〇四九	四三七、三一四	一七六、五九七	二、四〇三	三三七、七四五	六〇、〇〇〇	一〇、九六九	一九、九四九	二四一、四五六	二七、九一九	一〇、七三八	四八、〇〇〇	四七八、四一一	二八、三二二	一〇六、八一四	四、二八四	四、二八四	四、二八四	四、二八四	四、二八四	四、二八四	四、二八四	四、二八四	四、二八四

咸鏡南	咸興	咸興	二	三・〇	三・二五	三六、〇〇〇	橋梁一個所ヲ含ム
西湖津	永興	永興	二	二・五	五・一一	四八、〇〇〇	橋梁一個所ヲ含ム
柳島	咸關嶺	咸關嶺	一	二・五	四・〇〇	五七、九九九	
元山	摩天嶺	摩天嶺	一	二・五	五・一五	六二、五〇〇	
會寧	南葛嶺	南葛嶺	一	二・八	一・二八	二九、五七三	
清津	鏡城	鏡城	一	二・二	五・一五	六二、五〇〇	
元山	茂山嶺	茂山嶺	一	二・八	二・二八	二九、五七三	
會寧	茂山嶺	茂山嶺	一	二・八	二・二八	二九、五七三	

註 一等道路六十八里七町二等道路百三十七里十町市街道路及海倉筏橋間道路二里二十五町トス

二〇八・〇六 三、三四八、一六〇 橋梁二個所ヲ含ム

○日韓併合と法制及行政組織の梗概

爰で一才述べて置きたいのは、筆者は拓務省に居ながらも、其の問題に當る度毎に文献を調べなくてはならないのであつて、此の位の事柄は知つて居る筈であつて分らないで居る。夫れは我が國に韓國が併合せられた日及之に伴ふ法制と行政の大體の事でありであるが………

日韓併合の日は、明治四十三年八月二十九日である。

此のめでたい日に緊急勅令第三百二十四號を以て、朝鮮

に施行すべき法令に關する件（後記）明治四十四年三月法三十號を以て改むを定め、所謂委任立法の制度を採用し、朝鮮總督の命令即ち制令を以て法律を要する事項を規定することが出来る便法を認めたのである。内地の法律は性質上當然適用せられるものを除く外は、其の適用はない譯である。然し之を施行する必要が生じた場合には勅令を以て定めることにされたのである。

而して制令に於て法律に依ることの規定されてある場合に其の法律の改正があつたときは、改正法律の施行の日か

ら其の改正法律に依ることは勿論であるが、別段に規定された場合は此の限りでないことに明治四十四年六月制令第十一號で定めてある。

次に併合の結果、舊韓國の法令は勿論のこと、從來朝野に於て効力を有して居た帝國の法令も共に其の効力を失ふべきであるが、改革草創の際とて、一期に其の改廢を行ふことは事實上不可能であるから、其の何れもを朝鮮總督が發した命令として、尙其の効力を保有することに、明治四十二年八月制令第一號で公布したのであつて、現今でも此の種のあるものは残つて居る。

之等法令は、制令、朝鮮總督府令及道令等に區別して各其の定めることを要する事項を、明治四十三年制令第一號及同年制令第八號で規定して居る、今参考のために、明治四十四年三月法律第三十號なるものを、簡單であるから其の全文を書いて見やう。

朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律

第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命

令ヲ以テ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サ

ルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ効力ナ

キコトヲ公布スヘシ

第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル

法律及特ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令

ニ違背スルコトヲ得ス

第六條 第一條ノ命令ハ制令ト稱ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上述べたことは一般的事項であるが、總督府は施政

當初に於て一般土木行政に關する法規と共に、道路に關する規則をも制定して、舊來の荒廢を修めると共に、其の後に處する方針を確立するの必要を認め、明治四十四年以來「道路改修工事施行ニ關スル件」を始として、逐次道路に關する諸規程を制定して道路修築等の基礎を樹立し、夫れと同時に道路修築の規模を擴大し、又一方道路の管理、築造及維持。費用の負擔區分及築造標準に關する規定も設けたのである。次に行政機構のことを少しく述べて見やうが、朝鮮總督府は朝鮮に於ける中央行政政府であつて、其の最高行政官廳は總督である。其の補助機關としては政務總監があり、總督府官房及內務、財務、殖産、農林、法務、學務、警務の七局がある外に、遞信官署、鐵道局、專賣局、稅關等がある。之等の局署には局長以下の職員を配置して居る。尙朝鮮總督の諮問機關として中樞院が置かれてある。

地方行政機關としては、朝鮮全土を京畿、忠清（南北）全羅（南北）、慶尙（南北）、黃海、平安（南北）、江原、咸鏡（南北）の十三道に分けて、更に十四府、二百十八郡、二島

に區分し、郡及島は更に四十九の邑と、二千四百十五の面とから成つて居る。道は行政組織の第一次のものであつて、其の最高行政官廳は道知事である。府、郡及島は第二次のものであつて、其の行政官廳は府尹（内地の市長に當る）、郡守（内地の舊制度の郡長に當る）及島司（内地の支廳長に當る）である。又地方行政組織の上から第三次のものは邑々面とであつて、其の行政官廳は邑長（内地の町長に當る）と面長（内地の村長に當る）である。而して朝鮮の地方制度としては、大正九年各地方團體に諮問機關を置いて以來年を閲すること十年、民度の向上と世運の進展とに鑑みて地方制度の改正を認め、昭和五年十二月一日道、府、面及學校費、學校組合の各地方制度改正制令を公布したが、道制が昭和八年四月一日から施行せられた以外、他は何れも昭和六年四月一日から施行された以外、他は何れも昭和六年四月一日から施行された。其の改正の要點は

第一に道地方費令を改正して道制とし、道を法人として又道會を決議機關としたこと

第二に府制を改正して府會を決議機關としたこと

第三に面制を改正して邑面制とし、從來の指定面を邑とし、邑會を決議機關として、選舉制度としたこと

第四に學校費令及學校組合について改正したこと、
等であつて、之等の機構で總ての行政は進行して居る。

(つづく)

福島縣道路愛護

佐野 五作

如何なる事業も其の目的を確立することは必要であるが就中道路愛護會に於ては切實である。抑々道路愛護會の目的たるや道路に關する公共心を涵養し道路愛護の精神を普及して國道、府縣道及町村道の維持保全を期するにある。

今福島縣下に於て最も成績良好なる安積郡富久山行健少年赤十字團の道路愛護會に付て記述すれば大正十五年二月十六日當時の富久山行健小學校長鈴木常松及村長駒井才作の兩氏が兒童間に愛國、人道博愛及公共心の觀念を發達さ

すに有力な方便として少年赤十字が有益であることを認め同小學校内に少年赤十字團を設立したのである。

爾來本團は隨時に村内の道路愛護作業に従事し、且又村民の道路愛護思想を涵養したる外幾多の事業をなし着々其實蹟を示しつつあつたが昭和六年四月當時の少年赤十字團長大久保一郎氏は本團則を改正し本團事業を文藝、體育、奉仕、整理及火防の五部に分ち、更に同年五月一日奉仕部内に「道路愛護會」を設置したのである。